論　説

イギリス不法行為法における遠隔性法理の新判例

―― *Armstead v Royal & Sun Alliance Insurance Co Ltd* [2024] UKSC 6 ――

川　元　主　税

1　はじめに

イギリス最高裁が2024年に出した不法行為に関する複数の重要判決[1]の中から、本稿ではArmstead事件[2]を取り上げる。本判決は、損害賠償の範囲に関する「遠隔性」（remoteness）を争点とし、被害者と第三者との契約から生じる経済的損失が賠償範囲に含まれるための要件、およびその証明責任の所在について判断を示した。これらは従来議論されることが少なく、いわば不法行為法のフロンティアの一つとして残されていた問題である。

遠隔性とは、不法行為時に予見可能性のある損害のみが賠償範囲に含まれるとする法理であり、わが国の相当因果関係に対応する。本判決でイギリス最高裁は、遠隔性の要件を満たさないこと、すなわち予見可能性のな

1　*Paul v Royal Wolverhampton NHS Trust* [2024] UKSC 1（医療過誤による親族の死亡を目撃して精神的傷害を受けた「二次被害者」に対して医師は注意義務を負うか。消極）、*Tindall v Constable of Thames Valley Police* [2024] UKSC 33（第三者が生じさせた道路上の危険について、現場対応した警察が標識設置などの継続的な安全措置を講じなかったために事故が生じた場合に、後続の道路利用者に対して警察は注意義務を負うか。消極）など。

2　*Armstead v Royal & Sun Alliance Insurance Co Ltd* [2024] UKSC 6 （‘*Armstead* (SC)’）.

い損害であることの証明責任を被告が負うことを明らかにした。わが国においては、事実的因果関係のみならず責任範囲に関する相当因果関係についても、その存在につき原告が証明責任を負うのが原則であることに異論は見られない。この点で、日本法との比較においても興味深い判決である。

2　事実の概要

原告は自己に過失のない交通事故に遭い、自車の修理期間中、Helphire社からクレジット・ハイヤー方式で代車を借り受けた。クレジット・ハイヤーとは、レンタカー会社が自動車事故で過失のない被害者に対し、車両が修理のために使用不能となっている期間、レンタル料金を一時的に立て替えて代車を貸与する仕組みである。レンタカー会社は、修理完了後に代車が返還されると、加害者（通常はその保険会社）に請求することで料金を回収する[3]。被害者は請求が不成功に終わった場合にのみ料金を支払う義務を負い、通常は自己負担なく代車を利用することができる。

Helphireとの契約で原告は、車両を利用開始時と同じ状態で返還することのほか、車両に損傷が生じた場合はHelphireの損害を補償することを義務づけられていた。本件で問題となる条項（以下、「補償条項」という）は、車両が損傷によりHelphireの通常の貸出業務に使用できない期間につき、原告が1日当たりのレンタル料金額（130ポンド）を、最大30日を限度として支払う旨を定めていた。この1日130ポンドという料金はクレジット・ハイヤーに特有の金額であり、通常のレンタカー料金よりも大幅に高額であるが、この種の条項はイギリスのレンタカー業界で一般的に用いられている。

その後、原告は代車を使用中に再び第三者の過失による自動車事故に遭い、代車が損傷した。原告は事故後も代車を使用し続け、自車の修理完了

3　ただし、非常に割高なクレジット・ハイヤー料金の全額の回収が認められるためには、被害者に通常のレンタカー料金を前払いする資力がなく、クレジット・ハイヤーを利用する以外に選択肢がなかったことが必要である。See *Lagden v O'Connor* [2003] UKHL 64.

後に Helphire に返還したが、代車は修理のために 12 日間貸し出し不能となった。その結果、原告は Helphire に対し、補償条項に基づいて 1,560 ポンド（130 ポンド × 12 日）の支払義務を負った。

そこで原告は、第二の事故の加害者が加入していた保険会社を被告として[4]、この 1,560 ポンドの賠償を求めて訴えを提起した。

3　下級審判決

本件は少額訴訟トラック[5]に割り当てられ、まずカウンティ・コートで審理された後、二度の上訴を経て最高裁にまで至るという、きわめて異例の経過をたどった。

第一審[6]　カウンティ・コートは、賃借人である原告は代車に対する所有権的利益を有しておらず、そのため代車の損傷から生じた経済的損失を回復する権利を有しないという理由で請求を棄却した。

第一上訴[7]　原告は同カウンティ・コートに上訴したが、第三者の財産に対する物理的損害の結果として間接的に生じた純粋経済損失にすぎず、このような損害は一般に不法行為上の賠償対象にならないとして棄却された。判事はまた、かりにこの分類が誤りであるとしても、原告が補償条項に基づく高額な支払義務を負うことは交通事故の通常の予見可能な範囲を超えているとも付け加えた。

第二上訴[8]　控訴院も原告の請求を棄却した。主判決を述べた Ding-

4　交通事故の被害者に加害者の加入している保険会社に対する直接請求権を付与する European Communities (Rights against Insurers) Regulations 2002 (SI 2002/3061) reg 3(2) に基づく。

5　少額訴訟トラック（small claims track）は 1998 年民事訴訟規則に基づく 3 つの主要な事件処理ルートのうちの 1 つであり、原則として訴額が 1 万ポンド以下の場合に適用される（CPR 27.1）。本人訴訟に適した簡易・迅速な手続になっており、審理は通常 1 時間程度で終了する。

6　*Armstead v Royal & Sun Alliance Insurance Co Ltd* (Walsall CC, 1 July 2019) (unreported).

7　*Armstead v Royal & Sun Alliance Insurance Co Ltd* (Walsall CC, 13 April 2021) WL 01698623 (‘*Armstead* (First Appeal)’).

8　*Armstead v Royal & Sun Alliance Insurance Co Ltd* [2022] EWCA Civ 497

emans 判事はその理由として、補償条項に基づく原告の支払義務はHelphire との内部的な取決めに由来するものであり、第三者である加害者に転嫁しうる性質のものではないことに加え、その金額は Helphire の実際の使用不能損害を合理的に算定したものとはいえず、加害者が予見可能な範囲を超える損害であることを挙げた。また、Singh 判事は、純粋経済損失であるために回復できないという補足意見を付けた。

4　最高裁判決

最高裁は、全員一致で上告を認容し、原告の請求を認めた。主判決はBurrows 卿と Leggatt 卿の共同判決として出され、他の三人の判事が同意した[9]。

(1) 純粋経済損失

第一審、第一上訴、および控訴院の Singh 判事は、いずれも補償条項に基づいて原告が負担した支払義務を回復不能な純粋経済損失とみなした。これに対し最高裁は、前提となる基本原則として次の三点を確認した。

第一に、注意義務に違反して他人の財産に物理的損害を与えた者は、その損害に起因する経済的損失についても賠償責任を負う[10]。第二に、他人の財産への物理的損害の結果として第三者が被った経済的損失、すなわち純粋経済損失については、原則として賠償責任を負わない[11]。第三に、物理的損害を受けた財産が「原告の財産」と扱われるためには、原告がその

(‘*Armstead* (CA)’).

9　Richards 卿と Simler 卿が単に同意し、Briggs 卿は結論と理由づけをほぼ全面的に支持しつつ、短い補足意見を述べている。

10　*Armstead* (SC) (n 2), para 19. See eg *SCM* (*United Kingdom*) *Ltd v WJ Whittall & Son Ltd* [1971] 1 QB 337; *Spartan Steel & Alloys Ltd v Martin & Co* (*Contractors*) *Ltd* [1973] QB 27.

11　*Armstead* (SC) (n 2), para 20. See eg *Cattle v Stockton Waterworks Co* (1875) LR 10 QB 453; *Candlewood Navigation Corporation Ltd v Mitsui OSK Lines Ltd* [1986] AC 1; *Leigh and Sillavan Ltd v Aliakmon Shipping Co Ltd* (*The Aliakmon*) [1986] AC 785, 809-810 (Lord Brandon).

財産につき占有権を有していれば足りる[12]。

この第三点に関する古典的判例が、控訴院判決 The Winkfield[13] である。この事件では、郵便物を積んだ船が被告所有の船に衝突されて沈没し、郵便総監が郵便物の滅失につき損害賠償を請求した。郵便総監は郵便物に対する所有権を有さず、所有者である差出人に対する補償義務も負っていなかったが、控訴院は、原告の占有する動産に対して不法な侵害が行われた場合、原告は侵害者との関係では当該動産の「絶対的かつ完全な所有権」[14]を有するとみなされると判示し、郵便物の全価額についての賠償を認めた。ただし、自己の損失を超えて取得した分は真の所有者に償還すべきものとされた。

本件の原告が事故時に代車を占有していたことに争いはない。したがって、Helphire に対する補償義務の負担という原告の損害は、「自己の財産」の物理的損害の結果として生じた経済的損失であり、純粋経済損失には該当しない[15]。

(2) 第三者との契約に基づく損害

下級審がいずれも原告の請求を棄却すべきであると判断した背景には、本件の訴訟手続は Helphire が主導しており、請求が認容された場合の実質的な受益者は原告ではなく Helphire であることへの懸念があった[16]。

---

12 *Armstead* (SC) (n 2), para 21. 占有権は、物を実際に占有している者、および即時占有権 (right to immediate possession) を有する者に認められる。即時占有権とは、寄託者の受寄者に対する権利や、賃貸借終了後の賃貸人の賃借人に対する権利のように、現在の占有者に対して物の即時引渡しを要求できる権利をいう。See D Sheehan, *The Principles of Personal Property Law* (2nd ed, Bloomsbury 2019) 8.

13 *The Winkfield* [1902] P 42.

14 *The Winkfield* (n 13), 60 (Collins MR).

15 *Armstead* (SC) (n 2), para 27.

16 A Tettenborn, 'Damage to Leased Property: the Supreme Court Restores Orthodoxy' (2024) 40 PN 169, 169 は、原告が補償条項に基づく金銭を Helphire に「支払った」と記述している。しかし、各審級の判決はいずれも原告が支払義務を負っていたとするにとどまり、現実の支払いが行われたとは述べていない。わずかな訴額にもかかわらず二度の上訴を経て最高裁まで争っ

すなわち、原告が取得する賠償金は実際には Helphire に渡ることになり、Helphire が自己の名で請求すれば実損害の賠償しか認められないにもかかわらず、原告を名目的な訴訟当事者とすることによって実損害を大きく上回る金額を回収できる可能性がある。このような帰結を、第一上訴の判事は「違和感のある分析」[17] と評し、控訴院の Dingemans 判事は、Helphire が恣意的に設定した水増しの可能性のある損害額を原告を経由して被告から回収することを否定する判断こそが「法理および常識の双方に合致する」[18] と述べた。

ただし、第三者との契約に基づいて生じた損害の賠償請求を認める二つの判例が存在し、原告の請求を否定するにはこれらとの関係が問題となる。

第一の事案である Ehmler v Hall[19]（以下、「Ehmler 事件」という）では、原告が第三者に賃貸している建物に被告の自動車が衝突し、建物は約 8 週間にわたり使用不能となった。賃貸借契約には賃借人が使用できない期間の賃料を免除するという条項があり、原告がこれにより失った賃料収入の賠償を求めたのに対し、控訴院は建物の損傷の結果として生じた損害であるとして請求を認容した。

第二の事案である Network Rail Infrastructure Ltd v Conarken Group Ltd[20]（以下、「Network Rail 事件」という）の原告は、鉄道インフラを所有し、多数の列車運行会社に線路の利用を提供する事業者であった。被告が自動車の過失運転で起こした鉄道橋の損傷のため、数時間にわたって列

ていることに照らしても、実際の支払いは行われておらず、Helphire が一種のテストケースとして実質的に訴訟追行していると見るのが自然である。なお、近時、原告が敗訴したクレジット・ハイヤー関連訴訟において、クレジット・ハイヤー会社を訴訟の真の受益者と認定して訴訟費用の負担を命じる判決が相次いでいる。See *Kindertons Ltd v Georgina Murtagh, Esure Services Ltd* ［2024］ EWHC 471 (KB); *Tescher v Direct Accident Management Ltd* ［2025］ EWCA Civ 733.

17 *Armstead* (First Appeal) (n 7), para 28.

18 *Armstead* (CA) (n 8), para 51.

19 *Ehmler v Hall* ［1993］ 1 EGLR 137.

20 *Network Rail Infrastructure Ltd v Conarken Group Ltd* ［2011］ EWCA Civ 644.

車の運行に乱れが生じた。原告と列車運行会社との契約では、線路の使用中断による列車運行会社の逸失利益について原告が補償する義務を負い、その金額の算出方法も規定していた。原告がこの補償額について損害賠償を請求したのに対し、控訴院は、当該補償額は線路という収益を生む財産への物理的損害に直接起因し、かつ合理的に見積もられたものであるとして、請求を認容した。これにより、第三者との契約に基づく収益を失ったことによる損害と、契約に基づく支払義務という形で被った損害との間に違いはないことが確認された。

Dingemans 判事は、二つの理由によって本件を両事件から区別しようとした。第一は、物の損傷および使用不能による損害についての賠償請求において、所有者と占有者は一体として扱われ、両者は対外的には一つの請求権しか有さないという理論による区別である[21]。これによれば、損害賠償額は Helphire の実損害によって客観的に算定され、原告が Helphire との内部的な取決めでいかなる責任を負っていようとも、それを根拠として被告に対する請求額を拡張することはできない。しかし、最高裁は、これは The Winkfield の誤った解釈に基づくものであるとして否定した。最高裁が示した正しい理解によれば、The Winkfield は、所有者と占有者がそれぞれ独立した固有の損害賠償請求権を有し、唯一の制限は賠償金の二重回収が禁止されることだけであることを明らかにした判例であり、所有者と占有者を一つの権利主体として扱うような法理を述べたものではなかった[22]。

第二に、Dingemans 判事は、原告と Helphire との間で補償条項についての「真の自律的な合意」が成立していないと認定した[23]。本件のよう

21 *Armstead*（CA）（n 8), para 52.

22 *Armstead*（SC）（n 2), paras 37-40. Dingemans 判事の「一つの請求権」論が The Winkfield に抵触し、根拠となる他の判例も存在しないことは、控訴院判決の評釈である Y Huang, *'Armstead v Royal Sun Alliance Insurance Company Ltd:* The Interface between *The Winkfield and Conarken'*（2023）86 MLR 1049, 1057-1059 でも指摘されていた。

23 *Armstead*（CA）（n 8), para 54.

なクレジット・ハイヤー契約では、Helphire が作成した契約約款を原告が形式的に承諾しているにすぎず、契約上の負担を自律的な意思で引き受けたものとはいえないから、Ehmler 事件や Network Rail 事件のように真正な契約責任が生じた事案とは区別すべきであるという論理である。最高裁は、この区別も退けた。法的拘束力のある合意が成立したことは当事者間に争いがないばかりでなく、対等な当事者間で交渉されたものでなかったことは補償条項の合理性の推定を妨げる証拠の一つになることはあっても、本件を両事件から区別する法的意味のある差異にはならないとした[24]。

(3) 損害の遠隔性

Helphire のような事業者が補償条項を濫用し、借主名義で請求することによって不当な金額を加害者側から回収できるようなことがあってはならないという下級審の懸念を、最高裁も妥当な指摘として受け止めた[25]。ただし、そのような企ての防止は損害の遠隔性の枠組みによってなされるべきであるとした。

最高裁はまず、古典的な遠隔性準則を再確認する[26]。すなわち、注意義務違反の時点で損害の「種類」が合理的に予見可能でなかった場合、その損害は遠すぎる（too remote）ものとなり、損害賠償の対象とならないという The Wagon Mound[27] の基準である。予見可能性が必要なのは損害の種類であって、損害発生の態様や損害の程度についての予見可能性は要求されない[28]。

本件では、補償条項に基づく契約上の支払義務が、損害の種類として予見可能か否かが問題となる。最高裁は、予見可能性が肯定されるためには

24　*Armstead*（SC）（n 2), para 41.
25　*Armstead*（SC）（n 2), paras 29-30.
26　*Armstead*（SC）（n 2), para 47（i）.
27　*Overseas Tankship*（*UK*）*Ltd v Morts Dock & Engineering Co*（*The Wagon Mound*）[1961] AC 388.
28　*Hughes v Lord Advocate* [1963] AC 837.

当該条項の金額が車両の使用不能によりHelphireが被る損害の「合理的な事前見積もり（reasonable pre-estimate)」であることが必要であるとし、その根拠として二つの理由を提示する。

第一に、最高裁は「使用不能による損害」と「契約上の支払義務」を同一の種類の損害として把握する。事故によりレンタカーが修理のために使用不能となり、レンタカー会社が収益を失うという損害は、一般に合理的に予見可能である。本件の原告自身は事故後も車両を使用し続けていたため、自らの使用不能損害は生じていない。しかし、原告が負担する契約上の支払義務がHelphireの使用不能損害を填補するものである限り、その支払義務は「使用不能による経済的損失」という同じ種類に属し、予見可能な損害である[29]。自らの使用不能によって生じた損害か契約上の支払義務という形で生じた損害かは、損害発生の態様の違いにすぎず、予見可能性の判断上問題とならない[30]。

ただし、この論理が成立するためには、契約上の支払義務がHelphireの使用不能損害の合理的な事前見積りといえることが必要となる。合理的な事前見積りではない金額を定める条項に基づく支払義務は、もはや使用不能損害とは異なる種類の損害となり、予見可能性のないものとなるからである[31]。

第二の理由づけは、予見可能性の対象を「レンタカー会社の使用不能

29 事故の相手方車両がレンタカーである可能性を予見するだけでなく、そのレンタル契約の条項にまで一定の理解を持っていることを前提とするのは、予見の要求水準が高すぎ運転者に酷であるとの批判がある。See A Georgiou, ‘Property Damage, Remoteness and Consequential Contractual Liabilities’［2024］LMCLQ 387, 389; A Waghorn, ‘Remoteness in the Supreme Court’（2024）140 LQR 502, 504. これに対し、J Goudkamp and E Katsampouka, ‘Tort Liability for Contractual Liability’（2025）84 CLJ 279, 283は、レンタカー利用率の高さを踏まえれば契約上の責任の発生を予見可能と評価することに無理はないとして、判決を支持する。また、基準となる合理人の予見能力が伝統的に高く設定されてきたことに加え、Helphireが社会的価値の高いサービスの提供者であることが最高裁の判断に影響を与えた可能性を指摘する。

30 *Armstead*（SC）（n 2), para 47（ii).

31 *Armstead*（SC）（n 2), para 47（iii).

損害」ではなく、「事故により被害者が第三者に対して契約上の責任を負うこと」そのものに置く観点からのものである。事故の結果として被害者が第三者との契約上の義務を履行できなくなり、その契約に基づく損害賠償義務を負うという事態は、一般に想定することができる。その意味で、契約上の支払義務もまた予見可能な損害の種類に含まれる。

ただし、この論理が妥当するのは、その支払義務が有効な契約条項に基づく場合に限られる。もし条項が違約罰（penalty）や 2015 年消費者権利法の不当条項[32]として無効であれば、そのような条項に基づく支払義務を原告が履行することは、合理的に予見し得ないからである。そして、条項が違約罰や不当条項に該当せず有効と認められるためには、その金額が損害の合理的な事前見積りであることが必要である[33]。

被告は、損害の遠隔性のほかに「義務の範囲（scope of duty）」と「介在原因（intervening cause）」も主張していた。前者は、加害者（被告の被保険者）の負う注意義務は原告が Helphire に対して負う契約上の責任を回避することまでは及ばないとする主張である。しかし、最高裁は、SAAMCO 事件[34]に由来する同法理は専門家の助言・情報提供責任に固有のものであり、本件のような他人の財産に物理的損害を与えないという通常の注意義務には適用されないとして退けた[35]。後者は、損害は原告と Helphire との契約によって生じたものであるから、これによって事故と損害の因果関係が切断されるという主張である。最高裁は、当該契約は事故の前から存在しており、因果関係を切断する新たな介在原因となる余地はないとして、これも否定した[36]。

32　Consumer Rights Act 2015, s 63(1) and sch 2 pt 1 para 6.
33　*Armstead*（SC）（n 2), paras 48-52.
34　*South Australia Asset Management Corp v York Montague Ltd*［1997］AC 191.
35　*Armstead*（SC）（n 2), para 55.
36　*Armstead*（SC）（n 2), para 56.

(4) 証明責任

したがって、本件の争点は損害の遠隔性、すなわち補償条項がHelphireの損害の合理的な事前見積りであるか否かに絞られた。では、その点につき誰が証明責任を負うのか。これが最後に残された問題である。

最高裁は、遠隔性に関する証明責任の所在についての判例は存在しないと前置きした上で、損害軽減義務や寄与過失、介在原因など他の責任制限法理と同様に、被告が証明責任を負うと判示した[37]。すなわち、原告の損害が合理的に予見可能な種類の損害ではなかったことを、被告が証明しなければならない。その根拠として、最高裁は公平性（fairness）と効率性（efficiency）の二点を挙げ、また訴訟上の実務慣行も援用する。

まず公平性の観点について、最高裁は次のように述べる。「被告が原告に損害を生じさせた違法な行為を行ったことが立証された以上、その損害の全範囲について被告が賠償責任を負うべきでない正当な理由を立証する責任を被告に課すのが公平である」[38]。被告の不法行為が損害を引き起こしたことが原告によって立証されれば、その損害の全てについて被告が賠償責任を負うのが原則であり、その範囲を制限すべき事情があると主張するのであれば、その例外的事由は被告が基礎づけるべきであるという論理である。

次に効率性、すなわち訴訟上の証拠収集・主張立証の点で誰に証明責任を負わせるのが合理的かという観点から、最高裁は原告に過大な立証負担を課すことの不合理性を強調する。「被告が原告に損害を生じさせた違法な行為を行ったことを立証した原告に対し、それにもかかわらず被告がその損害に対して法的責任を負うべきでないと主張されうる論拠を予測して、それらに反論することを要求するのは、過度に負担が大きい」[39]。遠隔性の判断は事案ごとに多様な事情を含みうるため、被告が主張するかもしれない事情のすべてを原告があらかじめ想定し、その一つ一つに反論を準

37　*Armstead* (SC) (n 2), para 62.
38　*Armstead* (SC) (n 2), para 63.
39　*Armstead* (SC) (n 2), para 63.

備することを求めるのは、明らかに負担が重すぎる。立証負担の公平な配分という観点からも、被告が自己の責任を制限すべき具体的理由を特定し、それを基礎づける事実を主張立証する方がはるかに効率的である。

さらに最高裁は、以上の結論が訴訟実務とも整合することを補充的に指摘する[40]。遠隔性に関して原告が「本件損害は合理的に予見可能な種類である」などと積極的に主張することは、通常の訴状では求められておらず、現実にも行われていない。同様に、原告が「損害軽減義務を尽くした」「寄与過失はない」「介在事由は存在しない」といった事柄を訴状で申し立てることもない。これらはいずれも、損害賠償の範囲を制限するための抗弁として被告が主張立証すべき事項として扱われている。この訴訟実務のあり方は、前述した証明責任の配分――原告は不法行為の成立と事実的因果関係を証明すれば足り、そこから損害賠償の範囲を狭める責任制限事由を主張立証するのは被告の役割である――に合致する。こうした実務慣行は証明責任の所在を正しく反映するものであり、遠隔性もその例外ではない。

(5) 結論

以上から、原告の請求を棄却し得る理由があるとすれば、それは補償条項の金額が車両の使用不能による Helphire の損害の合理的な事前見積りではなく、そのため賠償範囲に含まれるには遠すぎる損害であるということだけである。そして、この点についての証明責任は被告にある。しかし、被告は、合理的な事前見積りでないと主張することも、それを基礎づける証拠を提出することもしていなかった。主張立証がなされていない以上、控訴院がこの点を理由に原告の請求を退けることは許されない。ゆえに最高裁は原審判決を破棄し、原告の請求を認容した。

5　検討

本件はクレジット・ハイヤー契約に特有の補償条項を巡る訴訟であり、

40　*Armstead* (SC) (n 2), para 64.

争われた金額も小さい。しかし、最高裁が指摘するとおり、問題の核心は当該業界の特殊性ではなく、物理的損害に起因する経済的損失、とりわけ被害者が第三者に対して負う契約上の金銭的負担をどの範囲で回復し得るかという、ネグリジェンス法の「根本的な問題」[41] にある。本判決が明らかにした遠隔性の判断基準と証明責任の所在は、今後幅広い事案類型に影響を及ぼしうる[42]。

(1) 判断基準について

最高裁は、不法行為により被害者が第三者に対して負う契約上の支払義務が損害賠償の範囲に含まれるためには、その金額が第三者に生じる損害の「合理的な事前見積り」と評価しうるものであることが必要であると判示した。この要件自体はすでに控訴院判決でも言及されていたが、これは、原告が口頭弁論終結前に、Network Rail 事件判決に基づいて、補償条項の額が車両の使用不能により Helphire に生じうる損害の「真摯かつ合理的な評価の試み」でない場合には自らの請求は認められないという承認（concession）を行ったことを背景としていた[43]。

最高裁は、法律問題についての当事者の承認は裁判所を拘束しないとしつつ、契約上の責任が合理的な事前見積りの額であることを要求することは、損害の遠隔性に関する正しい理解に合致すると認めた[44]。この結論は、

41 *Armstead* (SC) (n 2), para 1.

42 たとえば、Tettenborn（n 16）170-171 は、専門家責任の領域において本判決の影響が及びうる場面として、専門家の誤った助言や業務上の過誤が、リース物件などの損傷を介して、当該物件の使用者に第三者に対する契約上の責任を負わせる場合を指摘する。とりわけ、建築・設計、エンジニアリング、設備設計・保守、電気工事など、業務上の過誤が設備や機械などの物理的損害を惹起しやすい分野において、その影響は顕著となる。

43 *Armstead* (CA) (n 8), para 49; *Armstead* (SC) (n 2), para 15.

44 *Armstead* (SC) (n 2), paras 46-47. 補足意見において Briggs 卿が主判決への全面的な同意に唯一留保を付したのが、この点である。同卿は、原告側の承認それ自体に基づいて本件は解決すべきであり、対立当事者間の十全な議論という「精錬の炎」によって鍛えられていない法的命題に最高裁がお墨付きを与えることには慎重であるべきだと指摘する（paras 75-78）。

前章（3）で見たとおり、第一に損害の種類の同一性に基づく理由づけ、第二に契約条項の有効性に基づく理由づけという二通りの説明によって正当化されている。

第一の理由づけにおいては、補償条項の額が合理的な事前見積りを超えることは、単なる損害の程度ではなく、損害の種類の問題であることを前提に置いている。しかし、この「種類」の概念には明確な基準がなく、裁判所がいかなる抽象度で種類を捉えるかによって結論が左右される点に従来から疑念が向けられてきた[45]。すなわち、種類を細かく分類することによって、問題になっている損害を異なる種類と位置づけ、恣意的に予見可能性を否定することができるという批判である。

本件に即してみても、損害の種類を「車両の損傷から生じる経済的損失」と広く把握するなら、補償条項の額が合理的な事前見積りを超えることは、損害の程度の問題にすぎないと解することも可能である。反対に、レンタカー料金をより精緻に区分すれば、車両使用の対価だけでなく信用供与コストや事故対応サービス料などを含むクレジット・ハイヤー料金それ自体を、標準的なレンタカー料金とは異なる種類の損害に分類する余地もある。これは予見可能性基準が抱える一般的な問題点であるが、このような確実性や安定性を欠く「種類」概念に依拠して結論を導く点に、やはり理論的な脆弱性が残るように思われる[46]。

第二の理由づけは、有効な契約条項に基づく支払義務のみが予見可能であるということを前提として、本件の補償条項が有効であるためには、違

45 A Tettenborn, *Clerk & Lindsell on Torts*（24th ed, Sweet & Maxwell 2023）para 2-158. 契約責任における同様の問題につき、E Peel, *Treitel on the Law of Contract*（16th ed, Sweet & Maxwell 2025）（hereafter *Treitel*）para 20-124.

46 J O’sullivan, ‘Negligent Damage to Bailed Property and Foreseeable Financial Loss’（2024）83 CLJ 218, 221 は、損害の「種類」概念を操作する予見可能性の基準は実質的意味を失っており、遠隔性の判断は結局のところ責任範囲についての価値判断にほかならないと指摘し、「不合理な契約上の支払義務は損害として賠償請求できないというのが真の結論であるのなら、なぜ直接そう言わないのか？」と述べている。

約罰と評価されないよう、Helphire の使用不能損害の合理的な事前見積りであることが要求されるという論理に基づいている。ここには、違約罰法理との緊張関係が存在する。

イギリス契約法では、契約違反が生じた場合に債務者が支払うべき金額を定めた条項を、損害賠償額の予定（liquidated damages）と違約罰に区別し、後者を無効としてきた。そして、長きにわたり両者を区別する唯一の基準であったのは、約定額が生じうる損害の「真摯な事前見積り（genuine pre-estimate）」といえるか否かであった[47]。しかし、2015 年に最高裁は従来の基準に代わるものとして、その条項によって債権者が保護しようとする正当な利益（legitimate interest）に照らして約定額が不均衡に過大である場合に限り違約罰となるという、より柔軟な基準を採用した[48]。

本判決がこの新基準ではなく「合理的な事前見積り」基準を用いたのは、原告が行った承認に合わせたためであろう。しかし、原告が承認の根拠とした Network Rail 事件は旧基準の時代に出された判例であり、損害賠償請求の可否の判断という異なる文脈においてとはいえ、旧基準を再利用したことは違約罰法理に混乱をもたらす恐れもある[49]。

最高裁は、「本件のような事実関係では、新基準が旧基準と異なる結果をもたらすことはほぼない」[50] として旧基準の採用を正当化している。しかし、実際にいずれの基準でも同一の結果に至るかは、なお検討の余地がある。新基準における「正当な利益」には、契約違反による損害の填補に限られず、ブランド価値の維持やビジネスモデルの安定運用など、より広

47 *Dunlop Pneumatic Tyre Co Ltd v New Garage and Motor Co Ltd* [1915] AC 79 (HL).

48 *Cavendish Square Holding BV v El Makdessi; ParkingEye Ltd v Beavis* [2015] UKSC 67. 最高裁は商業契約（Makdessi 事件）と消費者契約（ParkingEye 事件）という異なる背景を持つ二つの事件を併合して審理し、一つの判決を言い渡した。

49 Briggs 卿は補足意見でこの点を特に懸念しており、両当事者の議論を経ずに旧基準を復活させることに疑問を呈している（*Armstead* (SC) (n 2), para 79)。

50 *Armstead* (SC) (n 2), para 49.

い商業的利益も考慮に入れられる[51]。本件でも、Helphire が主張しうる商業的利益として、たとえば不注意運転を抑止することによる資産価値の保全や車両稼働率の確保、統一的な価格体系による業務効率の維持などが考えられる。補償条項の額が車両の使用不能損害の合理的な事前見積りを超えていたとしても、これらの利益を保護する手段として不均衡なほど過大ではないと評価されれば、新基準のもとでは有効と認められる可能性がある。

さらに、従来の「真摯な事前見積り」概念との整合性にも問題がある。真摯な事前見積りを基準とする違約罰法理の機能は、遠隔性準則の適用による結果の不確実性を回避し、回復可能な損害の範囲を事前に固定しつつ、場合によってはその範囲を遠隔性準則よりも拡張しうる点にあった。すなわち、真摯な事前見積もりとして有効な予定賠償額には、遠隔性準則の下では予見可能性の限界を超える（too remote である）損害も含み得るというのが伝統的な理解であった[52]。しかし、本判決は、第三者との契約から生じる責任が合理的な事前見積もりに基づいている場合、その責任は予見可能性の限界を超えない（not too remote である）とした。合理的な事前見積もりであることが遠隔性準則を充足することを保証するという論理である。適正な事前見積りであることは、従来は予見可能性の限界を乗り越える機能を有していたのに対し、ここでは、当該条項が予見可能性の限界内に収まっていることを示す証明手段としての役割が与えられている。違約罰法理と遠隔性準則との間で機能的矛盾が生じていると言わざるを得ない。

51　Makdessi 事件では買収した事業ののれん（goodwill）の価値保護、および買主の事業に対する競業的脅威の防止が、ParkingEye 事件では駐車場の効率的な管理・運営、および店舗利用者のための駐車スペースの確保を目的とした長時間駐車の抑止が、それぞれ正当な利益と認められた。

52　H Beale (ed), *Chitty on Contracts*, vol I (36th ed, Sweet & Maxwell 2025) para 30-217; *Robophone Facilities Ltd v Blank* [1966] 1 WLR 1428, 1447-1448.

(2) 証明責任について

本判決のもう一つの重要な意義は、遠隔性に関する証明責任の所在を、単なる傍論ではなく判決理由として明示したことにある。この点について本判決が示した判断枠組みは、Burrows 卿が判事就任以前から主張してきた理論を忠実に踏襲するものである。

本判決はまず、被告の賠償責任を制限する法理として、①義務の範囲、②遠隔性、③介在原因、④損害軽減義務、⑤寄与過失の五つを列挙する[53]。これは Burrows 説の分類そのものであり[54]、そして Burrows 卿は、これら全てについて証明責任は被告が負うと主張していた[55]。本判決も次のように述べる。「われわれの見解では、正しい分析は次のとおりである。すなわち、ひとたび原告が、不法行為がなされたこと、および主張する損害と被告の注意義務違反との間に事実的因果関係があることを証明したならば、原告に回復が認められる損害を制限するために、第 23 段落で前述した法理（訳注：上記の諸法理）の一つまたは複数が適用されることを主張し、かつ立証する責任は被告にある」[56]。

損害軽減義務と寄与過失の証明責任が被告にあることは、判例によって

---

53 *Armstead*（SC）(n 2), para 23.

54 A Burrows, *Remedies for Torts, Breach of Contract, and Equitable Wrongs*（4th ed, OUP 2019）ch 7, especially 107, n 122. これらの概念や法理の体系的整理については様々な立場がある。たとえば、J Edelman, J Varuhas and A Higgins (eds), *McGregor on Damages*（22nd ed, Sweet & Maxwell 2024）（hereafter *McGregor*）ch 9 は介在原因を遠隔性の一部として扱い、M Armitage and others (eds), *Charlesworth & Percy on Negligence*（15th ed, Sweet & Maxwell 2022）paras 5-123–5-124 は損害軽減義務の懈怠を原告の行為によって法的因果関係が切断されるという介在原因の一類型と捉える。また、S Deakin and Z Adams, *Markesinis & Deakin's Tort Law*（8th ed, OUP 2019）225-238 は遠隔性を法的因果関係全般を指す概念と捉え、遠隔性の下に介在原因、損害軽減義務および予見可能性を位置づける。

55 Burrows (n 54) 85-86. なお、本判決では、補償条項の金額が合理的な事前見積りではないと判断される場合でも、請求の全部棄却ではなく、Helphire が被る使用不能損害のうち「合理的に予見可能な額」についての一部認容判決とすべきであるという傍論が述べられているが（*Armstead*（SC）(n 2), para 72)、*Cory v Thames Ironworks Co*（1868）LR 3 QB 181 を根拠とするこの見解も、同書（97 頁）ですでに主張されていたものである。

56 *Armstead*（SC）(n 2), para 59.

異論なく確立している[57]。介在原因については、対立する貴族院判決があり、今なお明確になっていない[58]。義務の範囲については、近時、Hughes-Holland v BPE Solicitors[59] において Sumption 卿が原告に証明責任があると傍論で述べたが[60]、Burrows 卿（および Leggatt 卿）は、「異なる分析が妥当するという見解も示されている」という慎重な表現で同判決に言及しつつ、「本件はこの見解を論じる機会ではない」として論評を留保した[61]。しかし、責任制限法理をいずれも被告の抗弁事由と位置づける Burrows 卿の理論からは、義務の範囲についても証明責任は必然的に被告が負うことになる。今後、Burrows 卿が担当する事件でこの問題が争点化した場合には、証明責任を被告負担とする判示がなされる可能性が小さくないと思われる。

遠隔性についての本判決の判示は、「遠隔性の証明責任が誰にあるかという問題に関する判例は、驚くほど存在しない」[62] という一文で始まる。実際には、原告に証明責任があると述べたいくつかの判例が存在するのだ

57　損害軽減義務につき、*Roper v Johnson*（1873）LR 8 CP 167, 184; *Garnac Grain Co Inc v Faure & Fairclough Ltd*［1968］AC 1130, 1139-1140; *Standard Chartered Bank v Pakistan National Shipping Co*［2001］EWCA Civ 55, paras 33, 41; *Geest plc v Lansiquot*［2002］UKPC 48,［2002］1 WLR 3111, 3116; *LE Jones（Insurance Brokers）Ltd v Portsmouth City Council*［2002］EWCA Civ 1723, para 26. 寄与過失につき、*SS Heranger（Owners）v SS Diamond（Owners）*［1939］AC 94, 104.

58　*SS Singleton Abbey v SS Paludina（The Paludina）*［1927］AC 16, 25-26 において Sumner 卿は、介在原因の不存在について原告が証明責任を負うとした。一方、*Canadian Pacific Railway Co v Kelvin Shipping Co Ltd（The Metagama）*［1928］SC（HL）21 においては、Haldane 卿と Dunedin 卿が、介在原因の存在を主張する被告に証明責任があると判示した（25-26 and 27 respectively）。その後、*The Guildford*［1956］P 364, 370 で Merriman 卿は、これらの判例を参照しつつ、当該事案では介在原因の不存在について原告が証明責任を負うとの立場を採った。ただし、The Paludina と The Metagama の対立を解消する意図はないと述べており、原告負担説を一般原則として確立したものではない。

59　*Hughes-Holland v BPE Solicitors*［2017］UKSC 21.

60　*Hughes-Holland*（n 59）, para 53.

61　*Armstead*（SC）（n 2）, para 60.

62　*Armstead*（SC）（n 2）, para 62.

が[63]、この問題が学説上でも論じられることが少なかったのは確かである。その原因は、第一に、遠隔性の判断が評価的・規範的性質を有し、裁判官の価値判断に大きく依存するため、証明責任の所在が曖昧になりやすいこと、第二に、遠隔性が伝統的に因果関係や注意義務といった概念との境界を明確にしないまま用いられがちであった結果、損害の予見可能性が請求原因の一要素なのか、責任制限のための抗弁事由なのかが十分に区別されず、立証構造が体系的に意識されにくかったことにあると考えられる。

証明責任に言及する数少ない文献の中で、McGregor on Damages（第21版、2020年）は、「原告は自己の請求を立証しなければならない以上、どの損害項目について適法に回復を求め得るかを原告が立証すべきであることは、疑う余地なく正しいと思われる。……証明責任は原告にあるという原則が遠隔性に関するすべての問題に適用されない理由はない」[64]として、原告負担説の立場を明らかにしていた。同書の影響力の大きさを踏まえると、本判決以前の判例と学説は、原告負担説がむしろ主流であったと言ってよい。

にもかかわらず最高裁が被告負担説を採用する根拠は、前章（4）で見

63 *E*（*A Minor*）*v Dorset County Council*［1995］2 AC 633（HL), 703（Bingham MR); *Geofabrics Ltd v Fiberweb Geosynthetics Ltd*［2022］EWHC 2363（Pat), para 72. Goudkamp and Katsampouka（n 29）287 がこの「見落とし」を指摘する。*McGregor*（n 54）paras 9-002, 53-004 は、介在原因を遠隔性の一側面と捉える立場から、介在原因に関する前掲注58の諸判例を遠隔性の判例として紹介しているが、やはりこれらの判例には言及していない。

64 J Edelman, J Varuhas and S Colton（eds), *McGregor on Damages*（21st ed, Sweet & Maxwell 2020）para 8-003. Armstead 判決後の第22版（*McGregor*（n 54）para 9-002）では、引用部分の2文目が次のように改められている。「……原告は被った損害について主張・立証する責任を負っており、したがって（証拠提出責任の所在がいかなるものであれ）被った損害が回復可能な範囲に属することについての証明責任も原告が負うべきであるから、証明責任は原告にあるという原則が遠隔性に関するすべての問題に適用されると論じることも可能だったはずである。ところが、Armstead v Royal and Sun Alliance Insurance Co Ltd において最高裁は、証明責任は被告にあると判示した」。本判決に対する不満は訴訟手続に関する章でも表れており、そこでは本判決に全く言及することなく、義務の範囲に関する Hughes-Holland 事件の Sumption 卿の傍論（前掲注60）との整合性も理由として、遠隔性の証明責任は原告にあると述べている（para 53-004)。

たとおり、公平性と効率性、および訴訟上の実務慣行に求められている。このうち公平性は、原告が不法行為と損害との事実的因果関係を証明した後に、なお被告が賠償範囲の限定を求めるのであれば、その根拠を証明すべきは被告であるという Burrows 卿の従前からの主張を言い換えたものである。

効率性の問題として最高裁が指摘するのは、原告に過度な立証負担を課すことの不合理性である。そのこと自体には説得力があるが、その妥当性は、被告の属性や事案類型によって左右され得る。本件に即してみると、補償条項の額が Helphire の被る使用不能損害の合理的な事前見積りではないこと、具体的には、「Helphire が他に予備の車両を保有していた蓋然性があること、および使用不能期間を最大 30 日に限定した上で車両の 1 日当たりのレンタル料金を支払う義務を課すことが過剰補償をもたらす蓋然性があることを証明する、または示唆する証拠」[65] を、被告が提出する必要がある。このような事業の内部事情に関わる資料は Helphire 側に偏在しており、被告は文書開示手続を駆使することによって立証を図ることになるだろう[66]。本件のようなクレジット・ハイヤー関連の事件では被告が保険会社であるのが通常であるため、それほど過大な要求ではないと言えようが、他の事案類型で特に被告が個人である場合には、非常に困難な立証を強いることになる恐れがある。

理由づけの当否とは別に、遠隔性の概念が持つ「二重の機能」から批判する論者もいる[67]。すなわち、ネグリジェンスのように損害の発生を成立要件とする不法行為においては、遠隔性は、既に成立した不法行為に基づ

65　*Armstead*（SC）（n 2）, para 71.

66　文書開示手続は CPR pt 31（Disclosure and Inspection of Documents）に定められている。ただし、本件のような少額訴訟トラックにはこの標準規則は適用されず（CPR 27.2(1)(b) and 31.1(2)）、当事者が権利として相手方や第三者に文書開示を求めることはできない。相手方や第三者の有する特定の文書が不可欠な場合には、裁判所の裁量により、相手方に対する個別的な文書提出を命ずる指示（CPR 27.4）、または第三者に対する文書持参を伴う証人召喚命令（CPR 34.2）が用いられる。

67　Goudkamp and Katsampouka（n 29）290.

く回復可能な損害の範囲を制限する機能だけではなく、予見可能で法的に回復可能な損害が発生しない限りそもそも不法行為が成立しない以上、不法行為の成立を基礎づける機能も併せもつ。本判決は、不法行為の成立に争いがない事案において、遠隔性が責任制限法理として機能する場面ではその証明責任を被告が負うことを明らかにした。しかし、遠隔性が不法行為の成立に関して問題となる場面での証明責任については何も言及していない。請求原因の証明責任は原告が負うという原則からすれば、この場面での遠隔性の証明責任も原告にあるはずである。その結果、遠隔性の証明責任が両当事者によって負われるという奇妙な状況が生じうるという指摘である。

以上のような問題はあるものの、全員一致の最高裁判決で判決理由として明言された以上、遠隔性の証明責任を被告が負うことは判例法上の準則として確立したことになる。残る問題は、その射程である。本件は不法行為の事案であるが、契約責任にも適用が及ぶのか。すなわち、損害の予見可能性がなかったことの証明責任を債務者が負うことになるのか、である。

Burrows 卿は、その著書において、遠隔性を責任制限法理の一つと位置づけ、その証明責任は被告が負うという主張を、不法行為と契約に共通するルールとして述べている[68]。本判決で示された三つの論拠も、不法行為に特有のものではなく、契約にも妥当しうる一般性を有している。実際に、本判決の判旨は契約責任にも適用されると述べる下級審判決がすでに現れている[69]。さらに、学説においても、Treitel on the Law of Contract（第 16 版、2025 年）は、本判決が第三者との契約に基づく責任が問題となった不法行為の事件であり、最高裁が遠隔性の証明責任は被告にあると判示したことを紹介した上で、「契約違反によって生じた損害についての

68　Burrows (n 54) 85.

69　*AF Kopp Ltd v HSBC UK Bank Plc*［2024］EWHC 1004 (Ch), para 48 (Hodge J).「Armstead 判決はネグリジェンスにおける損害の遠隔性に関する証明責任を対象としたものであるが、最高裁が示した指針が契約違反による損害の遠隔性にも適用されない理由は見当たらない」。

直接的な請求においても､同様に解すべきである」[70]と記している。しかし、以下の理由から、契約責任への拡張は困難であると考える。

第一に、契約責任における遠隔性準則は、Hadley v Baxendale[71]以来一貫して、損害の回復可能性を「契約締結時に債務者が明示または黙示に引き受けたリスクの範囲」に基づいて画定する制度的装置として機能してきた。契約責任の予見可能性（reasonable contemplation）の方が不法行為責任の予見可能性（reasonable foreseeability）よりも高い蓋然性を要求する理由も、この点に求められる[72]。特別事情による損害を回復したい債権者は、契約締結時にその事情を開示し、債務者に当該リスクを認識し得る状況を形成する必要がある。このことは、予見可能性（そしてそれを基礎づける事情開示の事実）の証明責任を債権者に負わせることにより、当事者間の情報の非対称性を是正し、適切なリスク配分を促進する役割を果たしてきた。

ところが､「予見可能性の不存在」の証明責任を債務者に転換するならば、この準則は逆向きに作用する。すなわち、特別事情の開示を怠っても後に損害の回復を試みる余地が残るため、債権者は契約締結時に特別事情を積極的に開示するインセンティブを失い、情報の非対称性はむしろ増幅される。結果として、遠隔性準則が本来果たしてきた「契約締結時の情報開示を通じた合理的なリスク配分の形成」という機能が弱体化し、契約締結時の情報環境は劣化する。

第二に、予見可能性の不存在を債務者に立証させる構造は、取引実務に過大な負担を生じさせる。予見可能性を支える事情は、契約内容、相手方

70　*Treitel*（n 45）para 20-119, n 749.
71　*Hadley v Baxendale*（1854）9 Exch 341.
72　契約責任の遠隔性に関する貴族院判例である *Koufos v C Czarnikow Ltd*（*The Heron II*）［1969］1 AC 350, 386においてReid卿は、不法行為責任との差異を次のように説明している。｢契約においては、相手方当事者にとって異常に見えるであろうリスクから自らを防御したいと望む当事者は、契約が締結される前に､そのリスクに相手方当事者の注意を向けることができる……。しかし、不法行為においては、損害を被った当事者が、そのような方法によって自らを防御する機会は存在しない」。

の事業状況、取引慣行、市場のリスク構造など多岐にわたり、その多くは債権者側に偏在する。これらの事情の「不存在」を事後的に立証するためには、契約締結時点で債権者の潜在的損害や内部事情まで含めて網羅的に把握しておくことが必要となる。しかし、現実の商取引において債務者が契約締結の都度そのような包括的調査を行うことは期待できず、とりわけ大量取引や附合契約の領域では事実上不可能である。損害発生の可能性は幅広く、そのいずれも予見可能ではなかったと立証する負担は取引実務の許容範囲を明らかに超える。結果として、債務者に過度のリスク調査コストが生じ、取引効率が大きく損なわれることになる。

第三に、証明責任の債務者への転換は、契約締結時に形成されたリスク配分そのものを事後的に動揺させる。契約責任における遠隔性準則は、契約締結時に当事者が合意したリスク配分の安定性を支える枠組みとして機能してきたのであり､単なる訴訟段階の紛争処理技術ではない。ところが、予見可能性の不存在について債務者が証明責任を負う構造をとれば、契約時には当事者が想定していなかった損害についてまで、事後的に債務者が「予見し得なかったこと」を証明することが要求される。このことは、契約締結時に確立されたリスク配分が訴訟段階で再び争点化され、実質的に書き換えられうることを意味する。こうしたリスク配分の事後的な変更可能性は、契約法体系が追及すべき価値である法的確実性を損なうものである。

なお、本判決の射程が契約責任には及ばないとすると、契約責任と不法行為責任の両方が成立しうる請求権競合（concurrent liability）の事案において、原告が両責任を併せて主張する場合に、同一の損害についての遠隔性の証明責任の所在が契約責任と不法行為責任とで異なるという「ねじれ」が生じるようにも思われる。しかし、Wellesley Partners LLP v Withers LLP[73] において控訴院は、請求権競合のケースでは不法行為に基づく請求についても契約責任の遠隔性基準を用いるべきであることを明ら

73　*Wellesley Partners LLP v Withers LLP* [2015] EWCA Civ 1146.

かにしている。同判決が問題としたのは予見可能性に要求される蓋然性の程度であるが、基準を契約責任に統一する以上、証明責任についても契約責任の構造が両責任に共通して適用され、当該損害が予見可能性（reasonable contemplation）の範囲に含まれることを原告が立証すべきことになると解される。したがって、請求権競合の事案で遠隔性の証明責任を負う者が契約責任と不法行為責任とで食い違うという問題が生じる恐れはない。

6　おわりに

本判決は、不法行為の結果として第三者に対して契約上の責任を負った被害者が、その責任を損害賠償という形で加害者に転嫁し得るかという問題について、なお理論的な緊張を残しつつも、判断基準と証明責任の所在を明らかにした。

傍論部分においても、今後の実務および学説の両面に影響を及ぼし得る重要な判示が含まれている。2021 年の Manchester Building Society 事件[74]および Meadows 事件[75]の判決以降、最高裁が示した「6 項目のチェックリスト」[76] が、義務の範囲に関する新たな分析手法にとどまるのか、それともネグリジェンスの本質的な要素を一般的に適用可能な形で再定義したものかについて議論が続いてきた。本件の控訴院判決においても、Dingemans 判事はこのチェックリストを用いて原告の請求を検討していた[77]。しかし、本判決は、このチェックリストは原告に対して専門的サー

74　*Manchester Building Society v Grant Thornton UK LLP* [2021] UKSC 20.
75　*Meadows v Khan* [2021] UKSC 21.
76　① actionability（請求対象となっている損害についてネグリジェンス訴訟が可能か）、② scope of duty（当該損害が被告の注意義務の範囲内にあるか）、③ breach（注意義務違反があるか）、④ factual causation（事実的因果関係があるか）、⑤ duty nexus（注意義務違反と当該損害との間に十分な結び付きがあるか）、⑥ legal responsibility（遠隔性、介在原因、損害軽減義務等により法的責任が否定されるか）という 6 つの検討項目を指す。情報提供と助言の区別に基づく SAAMCO 原則を再構成する目的で提示された。
77　*Armstead* (CA) (n 8), para 59.

ビス提供する責任を負った被告の注意義務の範囲に特定の損害が含まれるかどうかを判断するという文脈においてのみ用いられるべきものであり、その点が問題とならない本件のような事案に用いることは「不必要であり、また役に立つものでもない」[78] と指摘した。あくまで傍論ではあるが、これを契機として従来の混乱した議論状況に一定の整理がもたらされることが期待される。

本判決の真の評価は今後の判例および学説の展開を待たねばならないが、不法行為法における近年の判例の中でも特に重要な位置を占めることになるだろう。

78 *Armstead* (SC) (n 2), para 73. なお、Manchester Building Society 事件と Meadows 事件（同じ構成の 7 名の裁判官によって審理された）において、Burrows 卿と Leggatt 卿は判決の結論には同意したが、その理由づけには反対し、それぞれ独自の意見を述べた。とりわけ Burrows 卿は、伝統的なアプローチを堅持すべきとする立場から「7 つの主要な検討事項」を対抗的に提唱した（*Meadows* (n 75), para 79)。こうした背景を踏まえると、本判決で「A checklist of six questions?」という節を特に設けてその役割を狭く限定する見解が示されたのは、意外なことではない。